**令和４年度阿賀町ふるさと納税PR業務プロポーザル実施要項**

１．目的

　　本要項は「阿賀町ふるさと納税PR業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２．業務摘要

（1）業 務 名　　  阿賀町ふるさと納税PR業務

（2）業務内容　　　別紙「阿賀町ふるさと納税PR業務仕様書」（以下「仕様書」 という。）

のとおり

（3）業務期間　　　契約日から令和５年１月３１日まで

３．予算額　　見積額の上限は２，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は業務規模の上限目安であり、契約時の予定価格ではない。

４．実施形式　　公募型プロポーザル

５．スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 募集要項の公告 | 令和４年７月　８日（金）　～　令和４年７月２２日（金） |
| 質問書の提出期限 | 令和４月７月１５日（金） |
| 質問書に対する回答 | 令和４年７月２２日（金）までに回答 |
| 提出書類の受付期間　 | 令和４年７月１３日（水）　～　令和４年７月２７日（水） |
| 資格審査の結果通知 | 令和４年７月２９日（金）　※予定 |
| プレゼンテーション | 令和４年８月中旬　　※予定 |
| 候補者選定の審議 | 令和４年８月中旬　　※予定 |
| 審査結果通知の送付 | 令和４年８月下旬 |
| 契約締結 | 令和４年８月下旬 |

※令和４年度の阿賀町コンサルタント等業務委託入札参加資格を有していない場合は、**令和４年７月２２（金）まで**に入札参加資格審査申請を完了すること。

６．参加資格

　　プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（1）本件公告日から本件プロポーザルの参加表明書提出期限日までに、阿賀町コンサルタン

ト等業務委託入札参加資格登録者名簿に「その他」として登録を認めた者（本件公告日現

在において既に登録のあるものを含む）であること。

**※名簿未登録者は町ＨＰから様式を準備、提出し登録を受けること。**

（2）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

（3）阿賀町から指名停止措置を受けていないこと。

（4）国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

（5）参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。

　　　・阿賀町内　県税、町税及び国民健康保険税（個人事業主に限る。）

　　　・阿賀町外の新潟県内　県税

（6）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が

著く不健全であると認められる者でないこと。

（7）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされてい者

でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立

がなされている者でないこと。

（8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に指定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力

団員でないこと。（※）

**※阿賀町コンサルタント等業務委託入札参加資格登録申請中の場合は省略可とする。**

７．質疑・応答

　　（1）質問方法

　　　　本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（別紙）を電子メールに添付若しくはＦＡＸにて「１６．問い合わせ先」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。また、郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

（2）質問期限

　　　令和４年７月１５日（金）　午後５時まで【必着】

（3）回答方法

　　　令和４年７月２２日（金）までに質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答する。また、必要に応じて町ホームページに掲載する。

８．参加申込の手続き

　（1）提出書類

　　　本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解された上で、次の書類を提出すること。なお（※）は参加申込期限から３ヶ月以内に発行されたものに限る。

　　　※阿賀町入札参加資格申請中の場合、エ、オの添付書類については原本を添えること。

　　　ア　公募型プロポーザル参加申込書（様式第２号）　１部

　　　イ　企画提案書　６部（「９．企画提案書作成方法」を参照）

　　　ウ　価格提案書　１部

　　　エ　登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）　１部　（※）

　　　オ　納税（滞納無し）証明書（下記参照）　１部　（※）

　　　カ　委任状　１部（支店名等に参加手続き等の委任を行う場合）

　　　キ　暴力団等の排除に関する宣誓書（阿賀町入札参加資格申請中の場合は省略可とする）

【納税証明書】

　申請者区分に従って法人・個人別に「〇」または「△」がついている証明書を提出。

　入札等権限を委任する場合、申請者区分は、**受任者の営業所の所在地**で考える。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者区分 | 税区分 | 証明書　発行所 | 法人 | 個人 |
| 町外（県外） | 町外（県内） | 町内・準町内 |  | 税目 |
| 〇 | 〇 | 〇 | 国税等 | 法人税、所得税、消費税及び地方消費税 | 所管税務署 | 国税に未納がない証明 | 国税に未納がない証明 |
| ― | 〇 | 〇 | 新潟県税 | 法人事業税、個人事業税 | 新潟県税事務所 | 新潟県税に未納がない証明 | 新潟県税に未納がない証明 |
| ― | ― | 〇 | 阿賀町税 | 法人町民税、町県民税、固定資産税、軽自動車税 | 阿賀町 | 阿賀町に　　　滞納がない証明 | 阿賀町税及び国民健康保険税に滞納がない証明 |
| ― | ― | △ | 阿賀町　　　国民健康保険 | 国民健康保険税 | 阿賀町 |  |

（例：町外（県内）法人の場合は「国税等」、「新潟県税」の証明書を提出してください。）

（2）提出期間及び時間

　　　令和４年７月１３日（水）から令和４年７月２７日（水）（土日祝日を除く。郵便の場合は消印有効）までの午前８時３０分から午後５時まで

（3）提出方法

　　　持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、（2）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、町はその責めを負わない。

（4）提出先

　　　「１６．問い合わせ先」に記載する担当窓口

９．企画提案書の作成方法

　（1）様式の形式

　　　ア　表　　紙　「阿賀町ふるさと納税PR業務企画提案書」と記載　（様式第３号）

　　　イ　様　　式　Ａ４版縦型・長辺綴じ

　　　ウ　文　　字　フォントサイズ１１ポイント・横書き

　　　エ　提出部数　６部（正１部、副５部）。副５部は会社名を除く。

　　　オ　制限枚数　表紙を除き２０ページ以内とする。

　（2）構成とポイント

　　　ア　提案書は、下表に示す構成とすること。

　　　イ　提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

　　　ウ　文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限

枚数の範囲に収めること。

　　　エ　提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 構成 | ポイント |
| １ | 業務遂行能力 | ①業務を的確に実施するための、人員配置、担当者の経験年数等について記載②本町との連携体制について記載③本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイントとともに記載する |
| ２ | 企画提案力 | ①基本方針ふるさと納税及び本町特産品の現状、課題を踏まえた業務の実施方針、手順書を記載②PR戦略方針本町にふさわしいターゲットを含めた戦略を記載③具体的広告プランターゲットへ向けた効果的なデジタル広告でふるさと納税サイト以外のネット環境から町への寄附に転換できるプランを具体的に記載④本業務契約の締結を８月下旬とした場合の具体的な工程表を記載⑤その他、見積上限金額の範囲内において、本町にとって有効な提案があれば記載⑥効果検証の方法を記載 |

１０．審査方法

　　企画提案書等について、本プロポーザル審査委員会が審査する、

　　なお、プレゼンテーションについては、必要に応じて実施するものとし、参加者が１者のみの場合についても実施する。

　　（1）プレゼンテーションの実施日

　　　　　令和４年８月中旬　※参加者へ後日通知する。

　　（2）実施場所

　　　　　企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

　　（3）提案時間　３０分

　　（4）質疑応答　１０分

（5）参加人数　３人以内

（6）留意事項

　　　ア　パソコンの画面等をスクリーン等に投影する方法で提案説明を行う場合は、阿賀町が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。

　　　　イ　プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

　　　　ウ　新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、ＷＥＢ方式により実施する場合がある。

１１．候補者の選考方法

（1）失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止す

るものとする。

（2）最高点の者が複数の場合は、企画提案力の合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者と

して選定する。

１２．審査結果

（1）通知方法　プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

（2）通知時期　令和４年８月下旬頃

１３．失格事項

　　　次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

　　ア　参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

　　イ　提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

　　　　ウ　実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

　　　　エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

　　　　オ　価格提案書の金額が「３．予算額」を超過した場合

１４．情報公開及び提供

　　町は提出された企画提案書等について、阿賀町情報公開条例（平成１７年４月１日）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

　　ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

１５．その他

　　（1）参加辞退の場合

　　　　　書類提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任

意）により、「１６．問い合わせ先」に提出すること。

　　（2）提出書類

　　　　ア　提案書の提出は、１社につき１案とする。

　　　　イ　提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

　　　　ウ　提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

　　　　エ　本提案にかかる書類の作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない。

　　（3）著作権等の権利

　　　　　企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本町と契約に至った者が作成した企画提案書については、町が必要と認める場合には、町はあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

　　（4）異議申立

　　　　　申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（5）言語及び通貨単位

　　　　手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

１６．問い合わせ先

　　　〒９５９－４４９５　新潟県東蒲原郡阿賀町津川５８０番地

　　　阿賀町役場まちづくり観光課　ふるさと納税係（阿賀町役場本庁２階）

　　　電　話：０２５４－９２－４７６６

ＦＡＸ：０２５４－９２－５４７９

　　　メール：furusato@town.aga.lg.jp